

修正箇所 新旧対照表（令和８年７月２４日公表）

文書	ページ		章・番号等	項目	旧	新
	旧	新				
契 約 書 (案)別紙	冒頭		各別紙		<u>別紙1 個人情報保護に関する特記事項</u>	<u>【削る】</u>
契 約 書 (案)別紙			別紙1		(2) 「本契約」とは、委託者と受託者との間で締結する <u>本事業に係る業務委託契約</u> をいう。	(2) 「本契約」とは、委託者と受託者との間で締結する <u>「宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託 業務委託契約書」</u> をいう。
契 約 書 (案)別紙			別紙1		(3) 「基本協定」とは、本契約の締結に先立ち、委託者と優先交渉権者の間で締結する <u>宇城市上下水道事業官民連携包括業務基本協定</u> をいう。	(3) 「基本協定」とは、本契約の締結に先立ち、委託者と優先交渉権者の間で締結する <u>「宇城市上下水道事業官民連携包括業務基本協定書」</u> をいう。
契 約 書 (案)別紙			別紙1		(6) 「特別目的会社（ＳＰＣ）」とは、本事業の遂行のみを目的として、 <u>出資企業</u> が会社法上の株式会社として宇城市内に設立する事業会社をいう。	(6) 「特別目的会社（ＳＰＣ）」とは、本事業の遂行のみを目的として、 <u>構成企業</u> が会社法上の株式会社として宇城市内に設立する事業会社をいう。
契 約 書 (案)別紙			別紙1		(8) 「構成員」とは、 <u>応募グループ</u> を構成する企業をいい、代表企業、構成企業及び協力企業からなる。	(8) 「構成員」とは、 <u>優先交渉権者</u> を構成する企業をいい、代表企業、 <u>その他の</u> 構成企業及び協力企業からなる。
契 約 書 (案)別紙			別紙1		(9) 「 <u>出資企業</u> 」とは、特別目的会社に出資する <u>構成企業をいう。</u>	(9) 「 <u>構成企業</u> 」とは、 <u>構成員のうち、特別目的会社に出資するものをいい、代表企業及びその他の構成企業から成る。</u>
契 約 書			別紙1		(25) 「コンサルタント業務」とは、施設	(25) 「コンサルタント業務」とは、施設

(案)別紙				更新計画（ストックマネジメント計画等）の策定、改築の実施設計及び改築工事の工事監理に係る業務をいう。	更新計画（ストックマネジメント計画等）の策定、改築の実施設計及び改築工事の工事監理に係る業務及び第8章に規定する計画策定支援業務をいう。
契 約 書 (案)別紙			別紙1	(26) 「改築工事業務」とは、対象施設の改築（更新及び長寿命化対策）に係る工事の業務をいう。	(26) 「改築工事」とは、対象施設の改築（更新及び長寿命化対策）に係る工事の業務をいう。
契 約 書 (案)別紙			別紙1	(28) 「対象施設」とは、本業務の対象となる施設をいい、水道施設（取水、浄水、配水施設及び水道管路）、簡易水道施設、下水道施設（処理場、ポンプ場及び下水道管路）、農業集落排水施設、雨水ポンプ場、仮設ポンプ場その他要求水準書に定める関連施設をいう。	(28) 「対象施設」又は「本件施設」とは、本業務の対象となる施設をいい、水道施設（取水、浄水、配水施設及び水道管路）、簡易水道施設、下水道施設（処理場、ポンプ場及び下水道管路）、農業集落排水施設、雨水ポンプ場、仮設ポンプ場その他要求水準書に定める関連施設をいう。
契 約 書 (案)別紙			別紙1	(29) 「本件施設」とは、対象施設のうち、委託者が受託者に管理を委ねる施設をいう。	【削る】 ※以降は号を繰り上げる
契 約 書 (案)別紙			別紙1	(38) 「公的歩掛表」とは、工事及びコンサルタント業務の積算に用いる公的な歩掛をいい、上水道については「水道工事標準歩掛（水道実務必携）」及び熊本県が公表する歩掛を、下水道については日本下水道協会が定める歩掛及び熊本県が公表する歩掛をいう。これらに記載のないものについては、次の各号に掲げる基準を、当該各号	(37) 「公的歩掛表」とは、工事及びコンサルタント業務の積算に用いる公的な歩掛をいい、上水道については「水道工事標準歩掛（水道実務必携）」及び熊本県が公表する歩掛を、下水道については日本下水道協会が定める歩掛及び熊本県が公表する歩掛をいう。これらに記載のないものについては、次に掲げる基準を、当該順序に従っ

				<u>の</u>順序に従って適用する。 ア 国土交通省が公表する土木工事積算基準又はこれに準ずる標準歩掛 イ 水道又は下水道に関する他の地方公共団体が公表する歩掛であって、対象施設の規模・構造等に照らし準用することが合理的であると認められるもの ウ <u>前2号</u>によることができないときは、受託者が提出する複数（原則2社以上）の見積りその他の市場価格資料を踏まえ、別紙10第2項又は別紙10の2第2項の手続により委託者が承認する額 エ <u>前各号</u>によることが困難な特別の事情があるときは、委託者及び受託者が協議して定める基準	て適用する。 ア 国土交通省が公表する土木工事積算基準又はこれに準ずる標準歩掛 イ 水道又は下水道に関する他の地方公共団体が公表する歩掛であって、対象施設の規模・構造等に照らし準用することが合理的であると認められるもの ウ <u>ア及びイ</u>によることができないときは、受託者が提出する複数（原則2社以上）の見積りその他の市場価格資料を踏まえ、別紙10第2項又は別紙10の2第2項の手続により委託者が承認する額 エ <u>ア、イ及びウ</u>によることが困難な特別の事情があるときは、委託者及び受託者が協議して定める基準
契 約 書 (案)別紙			別紙1	<u>(40)</u> 「要求水準書」とは、本事業の公募手続において委託者が公表した宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託要求水準書（本契約に従ったその後の変更を含む。）をいう。	<u>(39)</u> 「要求水準書」とは、本事業の公募手続において委託者が公表した「宇城市上下水道事業官民連携包括業務委託要求水準書（本契約に従ったその後の変更を含む。）をいう。」及びこれに関連する質問回答、競争的対話の議事録等（その後の変更を含む。）の一切の書類をいう。
契 約 書 (案)別紙			別紙1	<u>(43)</u> 「<u>公募書類</u>」とは、募集要項、<u>要求水準書</u>及びこれらに関連する質問回答等（その後の変更を含む。）の一切の書類を	<u>(42)</u> 「<u>募集要項等</u>」とは、募集要項及びこれに関連する質問回答等（その後の変更を含む。）の一切の書類をいう。

					いう。	
契 約 書 (案)別紙			別紙1		(45) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、地滑り、落盤、落雷、地震、火災、疫病・感染症の流行その他の自然災害、又は騒擾、暴動、テロ行為、サイバー攻撃、戦争その他の人為的な事象のうち、通常の見可能な範囲外のもの又は回避不能のものであって、委託者及び受託者のいずれの責めにも帰さないものをいう。法令の変更は含まない。	【削る】
契 約 書 (案)別紙			別紙1		(46) 「本契約に直接関係する法令変更」とは、対象業務及びこれに類似するサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令で、受託者の費用に影響があるものの変更をいう。委託者が受託者に支払う委託料に適用される消費税及び地方消費税の税率の変更を含む、受託者が第三者に支払う消費税及び地方消費税の税率の変更は含まない。	(44) 「本契約に直接関係する法令変更」とは、本業務及びこれに類似するサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令で、受託者の費用に影響があるものの変更をいう。委託者が受託者に支払う委託料に適用される消費税及び地方消費税の税率の変更を含む、受託者が第三者に支払う消費税及び地方消費税の税率の変更は含まない。
契 約 書 (案)別紙			別紙1		(47) 「開始時契約不適合」とは、事業開始日の時点において既に存在した本件施設の契約不適合であって、公募種類その他委託者が開示した資料及び本契約の締結前に受託者が知り得た情報から合理的に予測することができず、かつ、受託者の責めに帰	(46) 「開始時契約不適合」とは、事業開始日の時点において既に存在した本件施設の契約不適合であって、募集要項等その他委託者が開示した資料及び本契約の締結前に受託者が知り得た情報から合理的に予測することができず、かつ、受託者の責めに

					すべき事由及び経年劣化によらないものをいう。	帰すべき事由及び経年劣化によらないものをいう。
契 約 書 (案) 別紙			別紙4の2		【新設】	別紙 4 の 2 を作成
契 約 書 (案) 別紙			別紙9		委託料の物価変動による改定（業務委託契約書第 <u>6 2</u> 条関係）は、次に定めるところによる。	委託料の物価変動による改定（業務委託契約書第 <u>6 1</u> 条関係）は、次に定めるところによる。
契 約 書 (案) 別紙			別紙9	7(5)	(5) 第3号に定める期間内に協議が整わないときは、委託者及び受託者は、双方が合意する中立的な専門機関（公認会計士、不動産鑑定士その他の費用算定に関する専門的知見を有する者）に委託料変更額の算定を依頼し、その算定結果を尊重して協議を継続する。当該専門機関への依頼に要する費用は委託者及び受託者が等分して負担する。なお、上記の手続を経てもなお協議が整わないときは、契約書第 <u>1 0 2</u> 条の定めるところにより解決を図ることができる。	(5) 第3号に定める期間内に協議が整わないときは、委託者及び受託者は、双方が合意する中立的な専門機関（公認会計士、不動産鑑定士その他の費用算定に関する専門的知見を有する者）に委託料変更額の算定を依頼し、その算定結果を尊重して協議を継続する。当該専門機関への依頼に要する費用は委託者及び受託者が等分して負担する。なお、上記の手続を経てもなお協議が整わないときは、契約書第 <u>1 0 3</u> 条の定めるところにより解決を図ることができる。
契 約 書 (案) 別紙			別紙10	2(1)	【新設】 <u>イ</u> 委託者と受託者は、合意した提案工事金額をもとに実施協定を締結する。	<u>イ 合意書</u> <u>受託者は、アの合意内容について合意書を作成し、委託者へ提出する。</u> <u>ウ</u> 委託者と受託者は、合意した提案工事金額をもとに実施協定を締結する。
契 約 書			別紙10	第5項	受託者は、積算の対象となる工種、費目又	(1) 受託者は、積算の対象となる工種、費

(案) 別紙				は業務について、別紙1 <u>(38)</u>に定める公的歩掛表に記載がないことが判明したときは、速やかにその旨を委託者に書面で報告し、別紙1 <u>(38)第1号から第4号までの</u>基準のうちいずれによるべきかについて、委託者と協議する。 <u>2</u> 受託者は、<u>前項</u>の協議の結果、別紙1 <u>(38)第3号</u>の基準によることとなったときは、少なくとも2社以上の見積書その他の市場価格を示す資料を委託者に提出しなければならない。 <u>3</u> 委託者は、<u>第1項</u>の報告を受理した日から14日以内に、適用すべき基準についての判断を書面により受託者に通知する。委託者がこの期間内に通知をしないときは、受託者は、委託者に対し理由を付して再度の判断を求めることができる。 <u>4</u> 委託者及び受託者は、<u>第1項から前項まで</u>の手続の経過及び結果を記録し、当該工種又は費目に係る積算の根拠資料として保存する。	目又は業務について、別紙1に定める公的歩掛表に記載がないことが判明したときは、速やかにその旨を委託者に書面で報告し、別紙1 <u>に定める公的歩掛表</u>の基準のうちいずれによるべきかについて、委託者と協議する。 <u>(2)</u> 受託者は、<u>第5項第1号</u>の協議の結果、別紙1 <u>第1項第37号ウ</u>の基準によることとなったときは、少なくとも2社以上の見積書その他の市場価格を示す資料を委託者に提出しなければならない。 <u>(3)</u> 委託者は、<u>第5項第1号</u>の報告を受理した日から14日以内に、適用すべき基準についての判断を書面により受託者に通知する。委託者がこの期間内に通知をしないときは、受託者は、委託者に対し理由を付して再度の判断を求めることができる。 <u>(4)</u> 委託者及び受託者は、<u>第5項第1号から第3号まで</u>の手続の経過及び結果を記録し、当該工種又は費目に係る積算の根拠資料として保存する。
契 約 書 (案) 別紙			別紙10の2	コンサルタント業務等に係る委託料（別紙8に定める<u>委託料E</u>をいう。）の設定及び変更の方法は、次に定めるところによる。	コンサルタント業務等に係る委託料（別紙8に定める<u>委託料D及びE</u>をいう。）の設定及び変更の方法は、次に定めるところによる。

契 約 書 (案)別紙		別紙10の2	第1項	【新設】 (1) 施設更新計画(ストックマネジメント計画)の策定(委託料E-1。水道施設及び下水道施設を対象とする。) (2) 改築の実施設計(委託料E-2) (3) 改築工事の工事監理(委託料E-3)	(1) 農業集落排水アドバイザー業務(委託料D) (2) 施設更新計画(ストックマネジメント計画)の策定(委託料E-1。水道施設及び下水道施設を対象とする。) (3) 改築の実施設計(委託料E-2) (4) 改築工事の工事監理(委託料E-3)						
契 約 書 (案)別紙		別紙10の2	第2項	2 委託料の設定方法(年度実施協定) (1) コンサルタント業務について、委託者及び受託者は、各事業年度において、当該年度に実施する業務の内容及び金額を定めた年度実施協定を締結する。 (2) 前号の金額は、受託者が事項に定める公的歩掛表に準じて積算した金額に基づき、委託者が当該積算の内容を審査して承認した額により定める。	2 委託料の設定方法(年度実施協定) (1) コンサルタント業務等について、委託者及び受託者は、各事業年度において、当該年度に実施する業務の内容及び金額を定めた年度実施協定を締結する。 (2) 前号の金額は、受託者が事項に定める公的歩掛表に準じて積算した金額に基づき、委託者が当該積算の内容を審査して承認した額で合意書を作成する。						
契 約 書 (案)別紙		別紙10の2	第5項	【新設】	<table><tr><th>分類</th><th>業務</th><th>支払方法</th></tr><tr><td>D</td><td>アドバイザー業務</td><td>年度実施協定額(受託者の積算を市が承認した額)の範囲内で契約・履行された費用を、業務完了後に一括して支払う。 【他の業務と兼務することも想定されるため、詳細は協議】</td></tr></table>	分類	業務	支払方法	D	アドバイザー業務	年度実施協定額(受託者の積算を市が承認した額)の範囲内で契約・履行された費用を、業務完了後に一括して支払う。 【他の業務と兼務することも想定されるため、詳細は協議】
分類	業務	支払方法									
D	アドバイザー業務	年度実施協定額(受託者の積算を市が承認した額)の範囲内で契約・履行された費用を、業務完了後に一括して支払う。 【他の業務と兼務することも想定されるため、詳細は協議】									

契 約 書 (案)別紙		別紙10の2	第7項	受託者は、積算の対象となる工種、費目又は業務について、別紙1 <u>(38)</u>に定める公的歩掛表に記載がないことが判明したときは、速やかにその旨を委託者に書面で報告し、別紙1 <u>(38)第1号から第4号まで</u>の基準のうちいずれによるべきかについて、委託者と協議する。 <u>2</u> 受託者は、前項の協議の結果、別紙1 <u>(38)第3号</u>の基準によることとなったときは、少なくとも2社以上の見積書その他の市場価格を示す資料を委託者に提出しなければならない。 <u>3</u> 委託者は、<u>第1項</u>の報告を受理した日から14日以内に、適用すべき基準についての判断を書面により受託者に通知する。委託者がこの期間内に通知をしないときは、受託者は、委託者に対し理由を付して再度の判断を求めることができる。 <u>4</u> 委託者及び受託者は、<u>第1項から前項</u>までの手続の経過及び結果を記録し、当該工種又は費目に係る積算の根拠資料として保存する。	(1) 受託者は、積算の対象となる工種、費目又は業務について、別紙1に定める公的歩掛表に記載がないことが判明したときは、速やかにその旨を委託者に書面で報告し、別紙1 <u>に定める公的歩掛表</u>の基準のうちいずれによるべきかについて、委託者と協議する。 <u>(2)</u> 受託者は、<u>第7項第1号</u>の協議の結果、別紙1 <u>第1項第3.7号ウ</u>の基準によることとなったときは、少なくとも2社以上の見積書その他の市場価格を示す資料を委託者に提出しなければならない。 <u>(3)</u> 委託者は、<u>第7項第1号</u>の報告を受理した日から14日以内に、適用すべき基準についての判断を書面により受託者に通知する。委託者がこの期間内に通知をしないときは、受託者は、委託者に対し理由を付して再度の判断を求めることができる。 <u>(4)</u> 委託者及び受託者は、<u>第7項第1号から第3号まで</u>の手続の経過及び結果を記録し、当該工種又は費目に係る積算の根拠資料として保存する。
契 約 書 (案)別紙		別紙13	第1項	1 本契約に規定する法令変更に基づいて、受託者に追加費用及び損害が発生する場合の委託者の費用負担の割合は以下のと	1 本契約に規定する法令変更に基づいて、<u>現契約の範囲内での事業計画の見直し等での対応の可否を踏まえた上で、</u>受託者

					おりとする。	に追加費用及び損害が発生する場合の委託者の費用負担の割合は以下のとおりとする。
契 約 書 (案)別紙			別紙13	第2項	2 本市において、「本業務に直接影響を与える法令変更」とは、特に <u>対象業務及び対象業務類似の</u> サービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令で受託者の費用に影響があるものを意味し、原則として、宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年宇城市条例第177号）及び本契約で定める主な遵守すべき関係法令として掲げる法令の変更をいう。なお、受託者が本業務を実施のために委託先、調達先その他の第三者に支払う消費税及び地方消費税にかかる税率の変更は含まないが、委託者が受託者に支払う契約金額に適用される消費税及び地方消費税にかかる税率の変更を含む。	2 本市において、「本業務に直接影響を与える法令変更」とは、特に <u>本業務及びこれに類似する</u> サービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令で受託者の費用に影響があるものを意味し、原則として、宇城市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年宇城市条例第177号）及び本契約で定める主な遵守すべき関係法令として掲げる法令の変更をいう。なお、受託者が本業務を実施のために委託先、調達先その他の第三者に支払う消費税及び地方消費税にかかる税率の変更は含まないが、委託者が受託者に支払う契約金額に適用される消費税及び地方消費税にかかる税率の変更を含む。
契 約 書 (案)別紙			別紙13	第4項	(1) 本業務に直接影響を <u>充てる</u> 法令変更 に該当すると考えられる例	(1) 本業務に直接影響を <u>与える</u> 法令変更 に該当すると考えられる例
契 約 書 (案)別紙			別紙16		不可抗力による追加費用及び損害の負担 (業務委託契約書第 <u>77</u> 条関係)は、次に 定めるところによる。	不可抗力による追加費用及び損害の負担 (業務委託契約書第 <u>76</u> 条関係)は、次に 定めるところによる。
契 約 書			別紙16	第1項	(3) 委託者及び受託者は、当該事象が不可	(3) 委託者及び受託者は、当該事象が不可

(案)別紙					抗力に該当するか否か並びに追加費用及び損害の額について、相互に資料を提示して確認する。	抗力に該当するか否か、 <u>現契約の範囲内で事業計画の見直しでの対応の可否</u> 並びに追加費用及び損害の額について、相互に資料を提示して確認する。
契 約 書 (案)別紙			別紙16	第2項	(1) 不可抗力による追加費用及び損害は、委託者が負担する。 <u>ただし、一事業年度につき、当該年度の委託料の総額に100分の1を乗じて得た額（不可抗力事象の発生時期にかかわらず、当該費用及び損害が現実に発生した事業年度の委託料総額を基礎として計算する。）までは受託者が負担し、これを超える額を委託者が負担する。同一の不可抗力事業に起因する追加費用及び損害が複数の事業年度にわたって生じた場合は、各事業年度においてそれぞれ本号の計算を独立して行う。</u>	(1) 不可抗力による追加費用及び損害は、委託者が負担する。
契 約 書 (案)別紙			別紙18	第1条	2 前項の違約金は、業務委託契約書 <u>第90条第2項</u> の規定により、損害賠償額の予定とは解しない。委託者は、違約金の請求に加え、別途、実際に生じた損害の賠償を受託者に請求することを妨げられない。ただし、委託者が現実に支払を受けた違約金の額は、当該損害賠償額の算定に当たりこれを控除する。	2 前項の違約金は、業務委託契約書 <u>第90条</u> の規定により、損害賠償額の予定とは解しない。委託者は、違約金の請求に加え、別途、実際に生じた損害の賠償を受託者に請求することを妨げられない。ただし、委託者が現実に支払を受けた違約金の額は、当該損害賠償額の算定に当たりこれを控除する。
契 約 書			別紙18	第2条	違約金の額は、解除の効力が生じた日（以	違約金の額は、解除の効力が生じた日（以

(案)別紙					下「解除日」という。)の属する事業年度における委託料年額(別紙9による物価変動改定後の額をいい、改定前の場合は当該の協定額とする。以下この別紙において同じ。)に、次の <u>いずれかの</u> 割合を乗じて得た額とする。	下「解除日」という。)の属する事業年度における委託料年額(別紙9による物価変動改定後の額をいい、改定前の場合は当該の協定額とする。以下この別紙において同じ。)に、次の割合を乗じて得た額とする。
契 約 書 (案)別紙			別紙18	第3条	6 前各項に定めのない事項については、業務委託契約書第 <u>102</u> 条の定めるところによる。	6 前各項に定めのない事項については、業務委託契約書第 <u>103</u> 条の定めるところによる。
契 約 書 (案)別紙			別紙18	第7条第1項	委託者及び受託者は、解除日から60日以内に、 <u>第6条及び第7条</u> の規定に従い損失補償金の額を協議のうえ確定する。	委託者及び受託者は、解除日から60日以内に、 <u>第5条及び第6条</u> の規定に従い損失補償金の額を協議のうえ確定する。
契 約 書 (案)別紙			別紙18	第7条第2項	2 委託者は、前項により確定した額を、確定の <u>非</u> から30日以内に受託者に支払う。	2 委託者は、前項により確定した額を、確定の <u>且</u> から30日以内に受託者に支払う。
契 約 書 (案)別紙			別紙18	第8条	業務委託契約書第86条 解除に伴う改築工事の取扱い等の規定により委託者が支払う出来高相当額は、 <u>第6条</u> 第1項第5号の額に含まれるものとし、重複して算定しない。 2 別紙17 事業の終了及び引継ぎ第9条の規定による委託料の精算は、本別紙の規定による損失補償金の算定に先立って行うものとし、当該精算後の額の基礎として <u>第6条</u> 第1項各号の額を算定する。	業務委託契約書第86条 解除に伴う改築工事の取扱い等の規定により委託者が支払う出来高相当額は、 <u>第5条</u> 第1項第5号の額に含まれるものとし、重複して算定しない。 2 別紙17 事業の終了及び引継ぎ第9条の規定による委託料の精算は、本別紙の規定による損失補償金の算定に先立って行うものとし、当該精算後の額の基礎として <u>第5条</u> 第1項各号の額を算定する。

契 約 書 (案)別紙			別紙19	第6条	第 2 条から前条までの規定による協議が整わないときは、委託者及び受託者は、業務委託契約書第 <u>1 0 2</u> 条の定めるところにより、その解決を図る。	第 2 条から前条までの規定による協議が整わないときは、委託者及び受託者は、業務委託契約書第 <u>1 0 3</u> 条の定めるところにより、その解決を図る。
----------------	--	--	------	-----	--	--